## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉審査資料			
資料番号	資料4-4		
提出年月日	令和5年11月21日		

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-32	条文内及び条文間整合のため、記載適正化(下線部参照) (旧)原子炉容器へのほう酸水注水 (新)原子炉容器へのほう酸水注入	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-38	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-43	条文内整合のため、「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給で使用する設備」の重大事故等対処設備に「 <u>2次冷却設備</u> (補助給水設備)配管」を追記した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13–52	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–45, 46, 320, 418	技術的能力1.13コメント反映「水源の切替え」で使用する設備については、他条項で整理している当該水源を用いた注水手順で使用する設備に合わせて、関連する全ての設備を記載していたが、水源切替え手順で使用する目的の設備を直接的に表しているのは、水源及びポンプであることから、女川審査実績を参考に設備を適正化した。	
6	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	とりまとめた資料-10 1.13-55~57,406,537	同上 上記修正に伴い、相違理由を修正した。また、とりまとめた資料-10 表中の No. 図の項目を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.14.0)	1. 13–47	「(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備」について、以下のとおり適正化した。 ・技術的能力1.13コメント反映 「水源の切替え」で使用する設備については、他条項で整理している当該水源を用いた注水手順で使用する設備に合わせて、関連する全ての設備を記載していたが、水源切替え手順で使用する目的の設備を直接的に表しているのは、水源及びポンプであることから、女川審査実績を参考に設備を適正化した。 ・条文内整合のため、燃料取替用水ピットから補助給水ポットへの切替えで使用する設備に、「原子炉格納容器スプレイ設備配管・弁」を追加し、「燃料補給設備」を削除した。 ・「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替え」で使用する設備については、水源切替前の設備を含めて整理していたことから、重大事故等対処設備(第計基準拡張)と記載していたが、切替後に使用する設備にフォーカスし記載するのが適切であった。この場合、2次系純水タンクを水源とする設備は全て自主対策設備と整理されるため、当該手段に係る記載を削除することとした。  (下線部参照)  (旧) 燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備(補助給水設) 配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、常設代替交流電源設備とは重大事故等対処設備として位置付ける。電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替えで使用する設備のうち、構助給水ピット、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、2次冷却設備(補助給水設) 配管・弁及び非常用交流電源設備は重大事故等対処設備(補助給水設備)配管・弁の切替えで使用する設備のうち、燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備 (補助給水設備)配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13–57	同上 上記修正に伴い,相違理由を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–50	技術的能力1.2及び1.3の記載適正化を反映した。(下線部参照)設計基準事故対処設備が有する機能について記載している箇所のため、適正化した。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、(新)2次冷却設備からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合、2次冷却設備からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合、2次冷却設備からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1.13-66	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–58	「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 高圧注入流量 <u>及び</u> 低圧注入流量等により確認できない場合又は <u></u> 炉心出口温度が350℃以上となった場合 (新) 高圧注入流量、低圧注入流量等により確認できない場合又は炉心出口温度が350℃以上となった場合	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13-76	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-81	「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)格納容器最高使用圧力(0.283MPa [gage])以上で、 (新) <u>原子炉</u> 格納容器 <u>圧力が</u> 最高使用圧力(0.283MPa [gage])以上で、	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13-94	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-86	技術的能力1.8との条文間整合のため、「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合 <u>あるいは</u> 補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、(新) 1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合 <u>又は</u> 補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、(旧)溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(新)溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-100	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-110	条文内整合のため、記載適正化(下線部参照) (旧) 蒸気発生器へ <u>の</u> 注水されていること (新) 蒸気発生器へ注水されていること	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-123	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–126, 173	技術的能力1.8コメント反映 条文間及び条文内整合のため、「全交流動力電源 <u>喪失</u> 又は原子炉補機冷却機能が喪失し」の用語について、「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し」に記載統一した。(下線部参照) (旧)全交流動力電源 <u>喪失</u> 又は原子炉補機冷却機能が喪失し (新)全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し	
20	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13–156, 212	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–170	条文内整合のため、記載の適正化(下線部参照) (旧)可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へ <u>の</u> スプレイする。 (新)可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へスプレイする。	
22	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13-208	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13–173	「操作の成立性」の脱字修正(下線部参照) (旧)作業場所近傍配備する。 (新)作業場所近傍 <u>に</u> 配備する。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1.13-210	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1.13-235	条文内及び条文間整合のため、記載適正化(下線部参照) (旧) 航空機燃料火災へ泡消火がある。 (新) 航空機燃料火災へ <u>の</u> 泡消火がある。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-292	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-296	「操作の成立性」の誤記修正 (下線部参照) (旧) 室温は通常運転 <u>状態</u> と同程度である。 (新) 室温は通常運転 <u>時</u> と同程度である。	
28	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13–371	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-297	条文内及び条文間整合のため,「1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は(新)操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順については,	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13-373	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.14.0)	1. 13-299~303	「1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」対応手段の選択フローチャートに係る記載について、本項の冒頭と以降の「●●に利用する水源の優先順位」に重複して記載していたため、条文間整合及び女川審査実績を踏まえ、「●●に利用する水源の優先順位」の当該記載を削除した。(下線部参照) 【修正例】 1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13.44図に示す。 (1) 水源を利用した対応手段 a.蒸気発生器への注水に利用する水源の優先順位 (中略) なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。以上の対応手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。 1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13.44図に示す。 (1) 水源を利用した対応手段。 素気発生器への対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13.44図に示す。 (1) 水源を利用した対応手段。 素気発生器への対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13.44図に示す。 (1) 水源を利用した対応手段。 素気発生器への対水に利用する水源の優先順位(中略) なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13–373, 375, 377, 379, 380, 382	同上 上記修正に伴い,相違理由を修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-342	「監視計器一覧 (22/29) 」の対応手段欄において,以下の誤記訂正を実施した。 (旧)対応手段+B676:F707 (新)対応手段	
34	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-439	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-389, 397, 470	「第1.13.37図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給ホース敷設ルート図(1/2)」, 「第1.13.41 図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給ホース敷設ルート図(1/2)」及び「添付資料1.13.23-(5)代替給水ピットから補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(1/2)」において, 代替給水ピットの位置が法面の位置まではみ出していたため, 代替給水ピットの位置を適正化した。	
36	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13–506, 514, 606	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113-9 r.13.0)	1. 13-522	相違理由の誤記修正(下線部参照) (旧) 【大飯】設備の相違(相違理由 <u>③</u> ) (新) 【大飯】設備の相違(相違理由 <u>③</u> )	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.14.0)	1. 13-406, 409	脱字訂正(下線部参照) (旧) 可搬型送水ポンプ車 (新) 可搬型 <u>大型</u> 送水ポンプ車	
39	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)	1. 13–525, 528	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.14.0)	1. 13-421	添付資料1.13.3 自主対策設備仕様 本文との記載整合のため、脱気器タンクを追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.13.0)		同上	